

第4章 計画の推進体制

1 市の推進体制

人権が尊重されているまちづくりの実現のため、市政の各分野において人権尊重の視点から施策を展開することが重要です。このため、関係各課との連携を図り、本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 国及び県との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場や役割に応じた施策を推進していますが、より一層総合的・効果的に推進するためには、相互の緊密な連携と協力体制を強化することが必要です。

このため、法務局や人権擁護委員及び市町村等で構成される地域人権啓発活動ネットワーク協議会とともに、人権啓発活動に係わる機関と連携、協力を図りながら取り組んでいきます。

3 市民・団体等との連携

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく市民や企業、団体、NPO、ボランティアなどの自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動と連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、このような人権に関する主体的な啓発活動のネットワーク構築を支援し、人権尊重のまちづくりの実現に努めます。

4 進行管理と見直し

この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確に対応し、必要に応じて見直していくこととします。また、本計画に基づく施策については、その内容や方法を検証し、施策の再構築を図っていきます。さらに施策の成果等については、定期的に点検・評価し、改善・充実を図るとともに、市民意識の変化や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直していくこととします。